

0-2 その他集会施設の実態・課題

■ 施設概要

市に 35 施設ある中規模集会施設は、町内会・自治会の集会施設で、市が建設費を補助し、地元地域住民によって組織された施設委員会が設置し（一部行政が設置した施設もある）、それぞれの委員会が定める規則等によって地域住民が所有及び管理運営しています。ただし、コミュニティセンター忠生、さかいがわ会館、鶴川さるびあ会館、さくらんぼホールの 4 施設は例外的に現在市が所有もしくは借用し、地域住民が管理運営しています。中規模集会施設の他にも、山崎団地集会所、小川農事センター、原町田六丁目若葉会館、の 3 施設は市で所有している集会施設です。

〔施設一覧〕

地域	複合	施設名	面積 (㎡)	築年	複合施設等
忠生	◎	コミュニティセンター忠生	397	1987	忠生(2丁目)防災備蓄倉庫
忠生		さかいがわ会館	212	1999	
本町田 薬師池		山崎団地集会所 (やまざき会館)	95	2000	
鶴川		鶴川さるびあ会館	313	1993	
南		小川農事センター	173	1978	
町田中心	○	原町田六丁目若葉会館		1988	消防器具置場第1分団第2部
玉川学園 南大谷	○	さくらんぼホール		2002	玉川学園子どもクラブ

■ 実態と課題

- 〔配置〕 ・ その他集会施設は市内さまざまな地域に配置している。
- 〔建物〕 ・ 小川農事センターの老朽化が進行している。
- 〔機能〕 ・ 各施設とも主に会議室や和室、集会室等を有している。
- ・ コミュニティセンター忠生は防災備蓄倉庫との複合施設であり、原町田六丁目若葉会館は消防器具置場との複合施設である。
- 〔利用〕 ・ 各施設とも地域の集会施設として地域住民に利用されている。
- 〔運営〕 ・ 各施設とも自治会等の地域住民により運営されている。

■ 4つの視点から

行政関与の必要性

- ・ 中規模集会施設は地域コミュニティ活動の発展を目的に設置を支援しているが、設置を義務付けているものではない。その他の施設においても同様に設置の義務はない。

設置目的との整合性

- ・ 中規模集会施設をはじめとして、例外的に市が所有している状況である。

利用状況の妥当性

- ・ 施設は地域住民が運営している。

施設の代替性

- ・ 公共施設以外にも集会機能を有する場は多く存在している。

〔現状・課題のまとめ〕

対象施設は本来地域で所有する施設ですが、例外的に市で所有している施設です。既存施設の耐用年度を迎える契機に方向性の検討を地域に促していくことが課題です。

▶ O-2 その他集会施設の今後の方向性

■ 今後の方向性

民

地域の自主的な維持管理に移行することで、町内会・自治会が所有する集会施設と同様に、効果的・効率的な運営を目指す。